

第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

7月は
22日

【開設場所】区役所本庁舎1階（国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置）

※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。

【開設時間】午前9時～午後5時

◎取り扱い事務

必要書類や本人確認書類（代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類）等がないと、届け出や証明書等の交付ができない場合がありますので、事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

★住民記録▼転入・転出・転居・世帯変更の届け出（前住所地の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。日本国籍の方の国外からの転入は取り扱いません）、▼外国人住民の住居地届（在留カード・特別永住者証明書または外国人登録証明書が必要）、▼住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付（請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません）、▼不在住証明書の交付、▼印鑑登録申請・廃止の届け出、▼印鑑登録証明書の交付（印鑑

登録証（カード）が必要、▼自動交付機の利用登録申請（住民基本台帳カードへの利用登録はできません）、▼特別永住者に関する申請等

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎（5273）3601へ。

★戸籍▼戸籍届書の預かり（届書の内容確認等は翌開庁日に行います）、▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍除籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しの交付（請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族（関係が確認できる書類が必要のみ）、▼身分証明書、不在籍証明書の交付

7月22日は
休日納税相談を実施

●特別区民税・都民税を滞納している方は相談を滞納している方には、督促状や催告書をお送りしています。必ず指定期限までに納めてください。期限を過ぎて納付も連絡もない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

【問合せ】戸籍住民課戸籍係（本庁舎1階）☎（5273）3509へ。

★国民健康保険▼資格の取得（社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいないときは退職証明書でも代用可）、▼資格の喪失（職場の健康保険証が必要）

※外国人の方は、在留カード・特別永住者証明書または外国人登録証明書をもちってください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係本庁舎4階☎（5273）4146へ。

★区税▼納税・課税（非課税証明書の交付（申告等により税情報がある方のみ）

【問合せ】税務課収納管理係（本庁舎6階）☎（5273）4139へ。

一括納付が困難な方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。区役所の開庁日や休日の相談においてにならない方は、催告書等に記載の電話番号に必ずご連絡ください。

【日時】7月22日（日）午前9時～午後4時30分

【会場 問合せ】税務課納税係（本庁舎6階）☎（5273）4508・4509・4538へ。

申請の受け付けの証をご希望の方へ

区の窓口へ申請書を提出する際に、申請の受け付けの証を希望する方は、窓口の職員にお申し出ください。詳しくは、各窓口でお問い合わせください。

昭和12年8月2日、昭和17年8月1日生まれで国民健康保険に加入している方へ新しい高齢受給者証を送ります

●8月から新しい高齢受給者証になります

新しい「高齢受給者証」を、7月19日（木）に世帯主の方へお送りします。7月25日（水）までに届かない方はご連絡ください。

8月1日（水）からは、新しい高齢受給者証と国民健康保険証をお使いください。高齢受給者証の有効期限は、平成25年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「平成25年7月31日」です。

※75歳からは後期高齢者医療制度の対象です（3面参照）。24年8月中旬に75歳になる方の高齢受給者証の有効期限は、誕生日の前日までです。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

高齢受給者証は、前年の所得に応じて毎年自己負担割合を判定し、8月に更新します。自己負担割合の基準は次のとおりです。

●自己負担割合の基準

同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、平成24年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割（平成25年3月31日までは1割）」、いる場合は「3割」負担です。

世帯主が70歳～74歳である世帯に19歳未満の方がいる場合、▼16歳未満の被保険者の人数×33万円、▼16歳～19歳未満の被保険者の人数×12万円の合計額（調整控除）を世帯主の課税標準額から差し引いた額で判定します。

ア収入額による特例

自己負担割合が「3割」となる方のうち、23年中の収入が収入基準額（※）に該当する場合は、申請により「2割（平成25年3月31日までは1割）」となります。

※収入基準額：同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は収入の合計額が520万円未満

イ自己負担割合の緩和措置

自己負担割合が「3割」となる方のうち、次のすべてに該当する方は申請により「2割（平成25年3月31日までは1割）」となります。

▼24年度住民税の課税標準額が145万円以上で23年中の収入金額が383万円以上の70歳～74歳の国民健康保険加入者が世帯内に1名、▼同じ世帯内に国民健康保険から後期高齢者医療制度に23年中に移行した方がいて、後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

◎ア・イに該当する可能性のある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

★世帯全員が住民税非課税の方

医療機関等の窓口での支払いがそれぞれの自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係（本庁舎4階）☎（5273）4149へ。

くらし

手打ちうどんに挑戦

【日時】8月6日（月）午前10時～午後1時

【対象】区内在住・在勤の方、24名（小学3年生以下の方は保護者同伴）

【内容】うどん作りと試食

【費用】300円（材料費）

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター（大久保2-12-7）☎（3209）3961へ。先着順。

新宿の森沼田カーボン
オフセットエコツアー

【日時】8月21日（火）午前7時30分～午後7時（新宿駅西口集合・解散。往復バス利用）

【対象】区内在住・在勤・在学で小学生以上の方（小学生は保護者同伴）

【内容】群馬県沼田市で森林整備（下草刈り）と夏野菜の収穫体験、野外交流昼食会、温泉入浴ほか

【費用】6千円（小・中学生は3千円）。新宿エコ隊員は半額

【協力】沼田市・高平公益社

【申込み】はがきかファックス（記載例（4面参照）のとおりに記入）で、8月5日（必着）までに環境学習情報センター（〒160-0023 西新宿2-11-4）☎（3348）6277・☎（3344）4434へ。定員40名。応募者多数の場合は抽選。応募が20名に満たないときは中止します。

福祉

介護支援ボランティア・ポイント事業参加者募集

●18歳以上の方が対象

介護支援ボランティアは、

高齢者の方を支援するために施設や地域で活動しています。活動に応じて貯めた「ポイント」は、年間合計50ポイント（15千円）を上限に換金または寄付ができます。

【対象になる活動】▼区内介護保険施設でのボランティア活動（配膳・話し相手・一芸披露など。身体介護は対象外）、▼ちょこっと困りごと援助サービス活動（電球交換等30分以内の日常生活支援）、▼地域見守り協力員活動（高齢者宅への訪問・見守り）、▼ぬくもりだより訪問配布活動（75歳以上で一人暮らしの方への情報紙配布と安否確認）

●講習会にご参加を

【日時】▼7月25日（水）午前10時30分～12時、▼8月8日（水）午後6時～7時30分

【対象】18歳以上で区内でのボランティア活動が可能な方、各日35名

【内容】ボランティアの紹介と活動の流れ、登録等

【会場・申込み】電話で区社会福祉協議会（高田馬場1-17-20）☎（5273）9191へ。先着順。

認知症サポーター養成講座

【日時】7月21日（土）午前10時～11時30分

【対象】区内在住・在勤・在学の方、15名

【内容】認知症という病気の理解と対応の仕方

【会場・申込み】電話かファックス（記載例（4面参照）のとおりに記入）で、信濃町シニア活動館（信濃町20）☎（5369）6737・☎（5369）6738へ。先着順。

セミナー「発達障害の理解と対応」

【日時】7月28日（土）午後1時～4時

【内容】発達障害に対する就労支援（栗田明子／訪問支援の「チャンス」代表）

【会場・申込み】当日直接、新宿こころから広場しごと棟（新宿7-3-29）へ。

【問合せ】若年者就労支援室・あんだんて☎（3200）3329（水・日曜日、祝日等を除く午後1時～5時）または区勤労者・仕事支援センター☎（3200）3311へ。ホームページ（http://andante-shinjuku.net/）も案内しています。

家族介護者教室・交流会

●講師が語る笑いの介護

【日時】8月8日（水）午後1時～3時30分

【会場】若松地域センター（若松町12-6）

【対象】区内在住で高齢者を介護している方ほか、30名

【内容】講演「田辺一鶴オレの生き様見せてやる」（田辺鶴英・講師）と交流会

【申込み】電話で若松町高齢者総合相談センター☎（5292）0710へ。先着順。

※介護のため参加が難しい方にはデイサービスの利用、ヘルパー派遣利用等の支援をします。ご相談ください。

★お詫びと訂正

「広報しんじゅく」6月25日号2面でお知らせした「平成23年度個人情報保護制度の運用状況」の「個人情報業務の登録等」の表中、「個人情報を含む業務委託」の件数に誤りがありました。正しくは、実施機関「区長」289件とあるのは268件、合計318件とあるのは297件です。お詫びして訂正します。